

有機溶剤業務従事者に対する 労働衛生教育 開催案内

*この案内書は受講者の方にも周知してください。

有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び中毒の予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が行う諸対策に積極的に協力することが重要です。

このため厚生労働省では、有機溶剤業務従事者には特別教育に準じた「労働衛生教育」を推進することとされています。(昭和59年6月29日付 基発第337号)

つきましては、次のとおり標記講習を開催しますので、労働災害防止の趣旨をご理解いただき対象者を受講させていただきますようご案内します。

◎ 対象者 ◎
有機溶剤業務に従事する者

(1) 日程・会場 *予定は都合により変更する場合があります。

日 程	会 場	会 場 所 在 地
2019年 10月17日(木)	広島県労働基準協会 福山教習所	福山市瀬戸町山北1-1
11月 8日(金)	広島市林業ビル	広島市中区上八丁堀8-23 8階

*講習時間 8:50~14:35予定

*福山教習所の駐車場は日常的に混雑していますので、出来るだけ公共交通機関でご来場ください。

(2) 受講料(税込)・テキスト代(税込) (※) (3) 内容

受講料(税込)	テキスト代(税込)
(会員) 5,400円	972円
(一般) 8,640円	

内 容
有機溶剤による疾病及び健康管理 作業環境管理・保護具の使用方法・関係法令

※受講料、テキスト代は消費税率 8%時の金額を表示しております。2019年10月1日より消費税率が10%に変更される予定ですが、その際は2019年10月1日以降の講習より変更された消費税率で算出された金額に変更となります。ご了承ください。

*テキスト代は改定により変更することがあります。

*テキストは講習当日にお渡しします。

出張講習のご相談承ります

(4) 申し込み先 (申込方法は裏面の申込書に記載しています)

お申し込みは次の広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

◎ 広島中央支部 TEL:082-228-5475 FAX:082-221-5045 〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階	◎ 三次支部 TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947 〒728-0013 三次市十日市東4-7-5三興ビル3階
◎ 呉支部 TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324 〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階	◎ 広島北支部 TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562 〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階
◎ 福山支部 TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034 〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1	◎ 府中支部 TEL:0847-45-5012 FAX:0847-45-5012 〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階
◎ 三原支部 TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601 〒723-0016 三原市宮沖2-13-8	◎ 廿日市支部 TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852 〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26
◎ 尾道支部 TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444 〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター202	*不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください*

(5) その他

* 修了者には『有機溶剤業務従事者労働衛生教育修了証』を即日交付いたします。

* 開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

* 受講料は原則として返却いたしませんので欠席しないようにしてください。

* 定員になり次第に締切らせていただきますのでお早めにお申込みください。

